

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明かでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月8日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらったが、私は、申立期間について、その前後の期間と同様、A株式会社に勤務していた。

厚生年金保険の空白期間は無いはずであるので、年金記録の訂正をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった異動日を確認できる人事記録の写し及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間及びその前後を通じてA株式会社に勤務し（昭和44年4月30日にA株式会社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録（申立人が昭和44年7月1日に同社C工場で被保険者資格を取得した際の標準報酬

月額) から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は申立期間当時、有限会社Aに勤務していたが、同社が昭和 59 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことにより、厚生年金保険から国民年金に切り替える必要があったことを知らず、また、このような説明を同社から受けた憶えも無い。

私は市役所から国民年金保険料の納付書が届けば必ず納付していたはずであり、こうした記憶が無いので会社が国民年金保険料を納付していたと思う。未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の妻が厚生年金保険に加入しているため、国民年金の任意加入期間となるが、申立人が申立期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、国民年金への加入手続、申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期等に関する記憶が定かではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった際、当該事業所から国民年金への切替えが必要である旨の説明を受けた記憶が無いと主張しているが、同事業所では「当時の従業員に対して厚生年金保険の適用事業所ではなくなる旨の説明をした。また、従業員の給料から国民年金保険料を控除し保険料を納付していた事実無く、国民年金への加入、保険料の納付は個人対応であった。」と回答しているところ、同事

業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も、申立人と同様に引き続き勤務していた同僚二人は、「事業所から厚生年金保険の適用事業所ではなくなる旨の説明があった。」とし、社会保険庁の記録上、いずれも昭和 59 年 4 月に国民年金に加入し、保険料を納付しており、同事業所の回答を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 4 月に払い出されているが、申立人は B 市以外に住所は異動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、B 市の国民年金被保険者名簿上、申立期間は未加入期間とされ、社会保険事務所の記録と一致しているとともに、申立人が所持している年金手帳の資格取得、資格喪失月日等の種別変更欄の内容も B 市及び社会保険事務所の記録と合致しており、これに反して、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 9 月 20 日まで
② 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①及び②については株式会社Aに勤務しており、申立期間③についてはB事業所に勤務していた。給与明細書等、証拠になるものは持っていないが、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があり、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人の年金記録を見ると、いずれも申立期間①及び②については、株式会社Aでの厚生年金保険の加入記録が無い上、これらの同僚から聴取しても、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立期間①及び②当時の事業主は、既に死亡している上、当該事業主以外の役員の所在も不明なことから、申立てを確認できる供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、i)申立人と同様に、昭和 30 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に同資格を喪失しているものが多数見られること、ii)33 年 2 月末時点で、同社には、56 人の被保険者がいたことが確認できるが、このうち 22 人については、申立人と同様、33 年 3 月

1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、株式会社Aは、33年5月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

加えて、社会保険事務所の記録上、申立人は、申立期間②の始期に当たる昭和33年3月1日に、別のC事業所において、すぐに厚生年金保険の被保険者資格を取り消されているものの、同資格を取得していたことが確認できることから、株式会社Aにおいて被保険者資格を喪失していたものと推認できる。

なお、上記のC事業所について、申立人は、株式会社Aの下請けであったとし、また、申立人と同様にC事業所において被保険者資格を取得し、すぐに同資格を取り消された同僚は、「C事業所に短期間だけ勤務した記憶がある。」としているが、C事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の社会保険の手続等について確認することはできない。

その上、上記名簿上、申立期間①及び②又はこれらの期間前後にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者8人に照会し、6人から回答を得たものの、このうち3人は、同社に申立人と一緒に勤務していたとしているが、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間③について、申立人が勤務していたとするB事業所は、社会保険事務所の記録上、昭和36年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっている上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様、同年5月1日に被保険者資格を取得している者が13人いることが確認できる。

また、B事業所は、「D事業所」と名称を変更した後、昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、当時の事業主は既に死亡している上、役員等の所在も不明なことから、申立てを確認できる供述等を得ることはできない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚(1人)及び当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と近接している者(3人)に照会した結果、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

3 すべての申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月から 33 年 8 月 6 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間について、A株式会社で、二歳年上の先輩と一緒に営業事務を担当し、正社員として勤務した。給与明細等、証拠になるものは持っていないが、厚生年金保険に加入し、退職に際して脱退手当金をもらった記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者でなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同名簿に加入記録があり、かつ、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚、元上司及び同社において厚生年金保険の加入記録がある者（二人）の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 45 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の役員であった者に照会したところ、「申立期間当時の関係書類が無く、申立人の勤務実態については確認できない。」としており、申立てを確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、上記の元同僚等から聴取したところ、当時の同事業所における厚生年金保険の具体的な加入基準については不明としており、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情を確認することができなかった。

なお、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の状況に関する記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 12 日から 36 年 6 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間についてA事業所に勤務し、製品組立ての仕事をしており、厚生年金保険料を給与から差し引かれていたのに、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、当該事業所では、「当時の人事記録等の書類は残っていないものの、現在保管している昭和 30 年ごろからの被保険者資格取得届及び資格喪失届の確認通知書を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。」としており、申立てを確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所に保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 8 人に照会し、6 人から回答を得たが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

加えて、上記被保険者名簿上、申立期間及びその前後に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。